

「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 東京都及び関係自治体等の関係機関が相互に連携・協力し、「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」が取りまとめた「首都圏大規模水害広域避難計画モデル（令和7年3月）」を踏まえ、東京都及び関係自治体等が予定する東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る計画や要領等の策定又は改定に資する検討
- (2) 東京東部低地帯での大規模水害時における広域避難の円滑で確実な実施に向けた、平時からの関係機関間の適切な連携・協力

(組 織)

第3条 検討会は、別紙の構成員をもって組織する。

2 座長は、東京都総務局防災計画担当部長が務める。

3 座長は、構成員以外の者で広域避難対策等に関わりがある者をオブザーバーとし検討会へ出席させることができる。

(検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、構成員以外の者を検討会に出席させ、意見等を求めることができる。

3 会議及び会議録は公開しない。

4 会議に係る資料は公開する。ただし、座長が公にすることにより支障があると認める場合は、会議に係る資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、検討会の円滑な運営を行うため、検討会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの長は、総務局総合防災部計画調整担当課長が務める。

3 ワーキンググループは、検討会の運営に必要な情報交換や調査分析等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果については検討会へ報告する。

4 ワーキンググループは、非公開とする。

5 座長は、構成員以外の者で広域避難対策等に関わりがある者をオブザーバーとしワーキンググループへ出席させることができる。

6 その他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第6条 検討会の事務は、東京都総務局総合防災部が処理する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年7月11日より施行する。

「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」 構成員

座長	東京都	総務局防災計画担当部長
	中央区	防災危機管理室長
	台東区	危機管理室長
	墨田区	都市計画部危機管理担当部長
	江東区	危機管理室長
	北区	危機管理室長
	荒川区	区民生活部長
	板橋区	危機管理部長
	足立区	危機管理部長
	葛飾区	危機管理・防災担当部長
	江戸川区	危機管理部長

「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」 オブザーバー

内閣府	参事官（調査・企画担当）
総務省消防庁	防災課長
国土交通省関東地方整備局	総括防災調整官
国土交通省関東地方整備局	地域河川調整官
国土交通省関東運輸局	総務部長
荒川下流河川事務所	事務所長
東京管区气象台	気象防災部長
陸上自衛隊	東部方面総監部防衛部防衛課長
東京都	交通局安全管理担当部長
埼玉県	危機管理防災部災害対策課長
千葉県	防災危機管理部危機管理政策課長
警視庁	警備部災害対策課長
警視庁	交通部交通規制課長
東京消防庁	震災対策課長
東京商工会議所	地域振興部長
日本放送協会	首都圏局副部長
京成電鉄株式会社	執行役員鉄道本部安全推進部長
首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部長
小田急電鉄株式会社	安全・技術部部長
東京地下鉄株式会社	安全・技術部次長
一般社団法人東京バス協会	常務理事
東武鉄道株式会社	執行役員鉄道事業本部副本部長兼安全推進部長
東日本旅客鉄道株式会社	安全企画部安全推進ユニット長
北総鉄道株式会社	取締役
株式会社 NTT ドコモ	サービスオペレーション部災害対策室長
KDDI 株式会社	サービス開発部コアスタッフ
ソフトバンク株式会社	プロダクト本部事業デザイン統括部プロダクトマーケティング部企画2課長
楽天モバイル株式会社	BCP 管理本部副本部長
一般財団法人河川情報センター	流域情報事業部長
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	専務理事